

平成26年第16回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年8月27日(水)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第40号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定
依頼について
- (2) 議案第41号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕

3 協議

- (1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕
- (3) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成26年度練馬区教育委員会一斉防災訓練の実施報告について
教科書展示会の実施状況について
練馬区次世代育成支援行動計画(後期計画)実施状況(平成25年度)について
「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について
平成26年度練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について
東京外かく環状道路(関越~東名)大泉ジャンクション周辺工事における埋蔵文化財(遺跡)の発見およびその取扱いについて
練馬区立岩井少年自然の家の臨時休館について
区立図書館の会議室・視聴覚室の利用申込み受付期間の変更について
平成26年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
第33回練馬児童劇団発表会の開催について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子
地域文化部文化・生涯学習課長	小金井 靖

委員長

ただいまから平成26年第16回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方はおいでにならない。

それでは、ここで、本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の案件は、議案2件、陳情8件、協議3件、教育長報告10件である。報告の5番及び6番については、組織改正により区長部局に補助執行をお願いしている文化財の案件となる。所管課長である文化・生涯学習課長にご出席をいただいているので、案件の最初に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、報告の5番及び6番について、案件の最初に行く。

(1) 教育長報告

平成26年度練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について

東京外かく環状道路(関越～東名)大泉ジャンクション周辺工事における埋蔵文化財(遺跡)の発見およびその取扱いについて

委員長

それでは、案件に入る。初めに教育長報告である。

教育長

今日は、10件、ご報告をさせていただきます。

委員長

それでは、初めにお諮りしたとおり、報告の5番及び6番のみ案件の最初に行く。報告の5番についてお願いします。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお受けする。

教育長

指定文化財と登録文化財について簡単に説明してもらえるか。

文化・生涯学習課長

練馬区の文化財保護条例に基づいて指定文化財と登録文化財に分けている。

指定文化財というのは、非常に価値が高く、区の歴史、あるいは郷土の資料として重要なものと位置づけている。また所有者が修理をする際に、区から補助金を出して修理をしていただくというようなことをやっている。いわゆる国の文化財保護法に基づく重要文化財と同じ位置づけである。

登録文化財はもともと京都府でできた登録制度というのが最初である。京都にはたくさん文化財があるので、それらを全て指定していくというのは現実的でないので、台帳をつくって、自治体はその把握をしていくという意味で、登録制度というのを取り入れた。練馬区においてもその制度を取り入れて、指定には至らないが、文化財として認定し、奨励金という形で、有形文化財だと年額1点1万円ということだが、奨励金を支出し、区民の方に周知するとともに、所有者の方にそれをしっかりと保存してほしいというようなことをお願いしている。

そして登録文化財の中から指定文化財を出していくということで、今、文化財審議会で審議をしている。

委員長

続いて、ご質問があったら、お願いします。
特になしということよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、報告の6番についてお願いします。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお受けする。

外松委員

旧八の釜憩いの森にこのような遺跡が発掘されたことにより、また新たに練馬のいろいろなことがわかるかと思うが、今後、この発掘されたものはどのようにしていくか、その見通しのようなものは現在あるのだろうか。

文化・生涯学習課長

ここで今後いろいろな形のものが出土してくると思う。その出土品については、記録保存ということになるので、どういったところから出たかを全て記録し、報告書にまとめる。出土した土器や石器等の現物は、東京都教育委員会の整理が終わった後、練馬区

に移譲を受ける予定である。区の財産として、例えば展示会等で展示をするとか、あるいは練馬区の文化財の冊子も出しているの、そういったもので皆様に周知をし、なおかつ研究資料としても使っていただけるように活用していきたいと考えている。

委員長

よろしいか。これからもっと広がりを見せていくということもあり得るのだろうか。

文化・生涯学習課長

裏面の図のこれは東映通りと書いてあるが、これより北側の範囲については、基本的に台地のへりに当たるので、このあたりについても確認をしながら、広がってきたところについては調査をかけていくということで、協議を済ませたところである。

以上である。

委員長

ほかにご質問、ご意見があったらお願いします。

以上でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、文化・生涯学習課長にはご出席いただき、ありがとう。今後の事務手続等もよろしくをお願いします。

(文化・生涯学習課長退室)

委員長

では、他の報告については後ほど行うこととする。

- (1) 議案第40号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

それでは、議案である。議案第40号、資料1、「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

それでは、この議案について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

休業制度の拡大を図るということだ。よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第40号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第40号については「承認」とする。

(2) 議案第41号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第41号、資料2、練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則。

それでは、この議案について、説明をお願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

関連すると思われる教育長報告の資料9についても、あわせてご説明いただけたらと思う。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

では、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

より多くの方が効果的にこの図書館の資料を活用できるように、また、いろいろな部屋を活用できるようにということなので、よい改正だと思う。

委員長

ほかの方、いかがか。

教育長

他区の図書館資料の貸出期間は怎么样了のか。

光が丘図書館長

練馬区を除いて22区が2週間もしくは15日である。練馬区のみ3週間ということである。

委員長

ほかの方、ご意見はあるか。

それでは、利用者の利便性を高めるということで、よろしいかと思う。

ここでまとめたいと思う。議案第41号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

議案第41号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。

平成19年陳情第4号から平成26年陳情第2号の8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は継続と

したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 練馬区立学校の教育課程の在り方について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)練馬区立学校の教育課程の在り方について。この協議案件については、本日、資料が2種類提出されているので、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。また、追加の資料要求等があれば伺う。

長島委員

資料4の1(2)の一部の小中学校で実施している区とあるが、これは誰が決めているのか。

教育指導課長

各自治体の学校の管理運営規則に記載があるが、校長の判断により届け出があれば、教育委員会で認めて実施しているという状況である。

委員長

ほかにご質問、ご意見。

外松委員

資料4の1(2)だが、千代田区は、これを見ると小学校は全校、二学期制を実施していて、中学校は中高一貫校で実施ということは、その他の一貫校ではない中学校は三学期制を実施しているということだと思う。小学校と中学校で学期制が異なっている自治体があれば他にわかれば教えていただきたい。

教育指導課長

申し訳ない。資料に記載の誤りがあって、千代田区については、昨年度は小学校が1校、二学期制を実施で、中学校については中等教育学校が1校実施していて、その他の学校については三学期制を実施している。

外松委員

小学校が何校かある中で1校だけが二学期制を実施していて、あとは三学期制というような、他区とは違った状況だということが今、わかったが、千代田区がなぜそのような状況なのか伺うことはできるのだろうか。

委員長

練馬区も二学期制を導入するときには、モデル校として小学校と中学校から1校ずつ選んでいるが、そういうものなのかどうかを含めて、もう少し詳しくわかれば教えていただきたいということによろしいか。

外松委員

はい。結構だ。

教育指導課長

千代田区は、小学校が全部で8校あって、そのうち1校が実施している。こちらは杉並区と同様に、校長の判断により、二学期制がその学校の教育課程にふさわしい、また地域その他の状況を鑑みて決定している。二学期制に移行していく過渡期ということではなく、学校の判断によるということである。

教育長

今、長島委員と外松委員から話があったのは、結局、同じ自治体の中で、二学期制を導入している学校と導入していない学校がばらばらであるということで、少し違和感があるという思いでご発言いただいたのかと思う。基本的には、学期についてはそれぞれの学校が、校長が決めるものである。ただ、練馬の場合には、教育委員会として全学校に対してこういう方針で行きたいという方針を示させてもらって、校長会で同意をいただいて、全校で足並みをそろえた形でやっている。全国的に見ると、教育委員会がある程度の方向性を示して全校でやっているところと、方向を示したうえであとは各学校の判断でやっているところがある。

今後この問題について、各学校の判断に任せるという選択肢もないではないが、学期制の答申の中で、練馬区立の全ての小中学校で学期の区切り方を統一したほうがよいとある。つまり、ばらばらではなくて、統一したほうがよいという意見がアンケートの中で一番多かった。

こういう意識が学校でも、また保護者の方にも、また学校評議員の方にもあるということは、私たちとしては考えていかなくはいけなない。今後、三学期制に戻すにしても、二学期制を継続するにしても、練馬の場合には、全校がやはり足並みをそろえてという方向性を一定保つ必要があるのかなと私個人は思っているので、一言申し上げさせてい

ただいた。

委員長

それは、全校というのは小中ともというのか。

教育長

アンケート結果は、小中学校で学期の区切り方を統一したほうがよいというのが一番多い。

委員長

教育長もそのように考えておられるということか。

教育長

私はそういうふうに思っている。

委員長

ほかの方、ご意見を。

長島委員

小学校が二学期制で、中学校が三学期制という区は、この資料を見る限りではほとんどないということか。

教育指導課長

小学校と中学校で学期制が異なるという例は、区として一斉に行っているところではない。学校の判断ということで、先ほど申し上げた千代田区、こちらについては小学校で1校のみ、中学校では中高一貫校で1校のみである。杉並区においても、小学校で1校、中学校2校のみとなっている。

委員長

ほかの方、いかがか。

先ほど教育長は、小学校と中学校の学期制は統一した方がよいということで、アンケートにもそのような意見が多いのでというお考えだった。

私は、小中別もありだと考えている。アンケート結果からも、資料3を見ても、二学期制のデメリットは、ほとんど中学校のことが書かれている。小学校と中学校では、二学期制に対する感じ方は違うという結果が、私は出ていると思う。だから、これをどちらかに一律にそろえる場合には、せっかく積み上げたものをまた崩してしまう部分もあるのではないかと懸念している。小と中を別にすることのデメリットがそれよりも勝ることがあるのであれば、やはり統一していくほうがよいと思う。結論から言うと、私は今のところ、中学校については、答申にあるとおり、三学期制にしていってほしい。現場の声、保護者の声を総合的に考えて、それが妥当だと、私の中では結論が

出ている。

小学校についてはもう一度、各学校がもし自分の学校が二学期制と三学期制を自由に選べるという仮定にあったら、どちらを支持するのか。そういう部分を実際の現場の方々から意見を聞いてみたい。手順として、その辺のところを踏まえて判断していきたいと思っている。二学期制を導入したのは教育委員会であり、それをどういうふうにするかということも教育委員会が最終結論を出すわけだから、その手順は1つ、踏んだほうがよいのではないかという思いから言わせていただいている。

教育長

今、委員長がおっしゃったのは大変議論のあるところだと私も思う。重要なところだと思うので、仮に三学期制に中学校が移るとしても、新しい三学期制ということも答申の中でも言われているので、何が新しいのかといったところを考える際には、委員長のおっしゃったことを含めて我々としては考えていかなければいけないと思う。

小学校の校長や教員からは二学期制でよいのではないかという意見が多かった。これはアンケートの結果として重要なところだと思っている。一方保護者は、小学校についても三学期制がよいという方が圧倒的に多い中で、中学校と小学校を分けることが果たしてどうかということが一つ。

もう一つは、練馬区として小中一貫教育を進めていく中で、例えばさまざまな行事の交流や先生方の勉強会などを考えたときに、片や二学期制、片や三学期制という、そういう合同の交流や研修がやりづらくなるのではないかというのが私としてはある。

学期制については、三学期制にするにしても、二学期制にするにしても、統一したほうがよいと私としては思っている。

委員長

私も、その辺のところは全然考えないわけではなくて、別々になった場合にはデメリットが出てくると思うので、そこも明らかにした上で、最終的にどう判断するかが大事だと考えている。

ほかの方、ご意見いかがか。

外松委員

まず資料3の三学期制のメリットの一番下の部分のところだが、長期休業前に、三学期制だと学期の区切りがあって云々と書いている。しかし現在の二学期制でもこのことは行っているのではないか。特に小学校の場合だ。いろいろな報告を読ませていただくと、行ってきているのではないかと思っている。

二学期制では、各学校が取り組んでいる夏期休業中の補習などにより、子供たちにきちんと自分のマイナス点を意識させて取り組ませて、休み明けの9月の授業にそれを生かし、1学期のまとめの成績のほうに生かしているというのが現在の二学期制の結果ではないかと、私は今までの報告から捉えている。中学校はまた少し違う部分があるのではないかともしっている。

「きめ細かな指導と評価の充実」というところで、「特に三学期の成績を年間の成績と

することで、次学年への学習意欲へとつなげ」となっているが、これは、練馬は今までも三学期の成績をこのように年間の成績として、かつて、この三学期制を実施していたときも示してきていたのか。それとも、今回、また三学期制に戻すということになったときの新しい三学期制の考え方なのか。これはどういうことなのか教えていただきたいと思う。

教育指導課長

今、ご質問があった、まず1点目、長期休業前に学期の区切りということについてだが、答申の24ページになるが、これが小学校及び中学校の教職員に調査をした結果だが、二学期制について改善が必要だと考えた教員のうち、こちらの2つ目のグラフの項目、上から2段目になるが、長期休業期間中に児童生徒の学習意欲を継続させにくいと答えた教員が半数近く、小学校も、中学校もいるというような結果から、なかなか長期休業を前に区切りを持っていかないと難しいのではないかというようなことで、こちらのほうをまとめたものである。

それと、もう1点のきめ細かな指導と評価の部分で、通知表についてだが、これまで練馬区の小中学校においては、3学期は3学期の期間だけの成績をつけていたということがある。これからについては、新たな三学期制を構築していく上で、3学期については年間まとめたものというようなことも1つ、案としては考えられるが、これは今後、検討していくべき内容と捉えている。

以上だ。

教育長

今、外松委員のご質問に関係するが、当初、二学期制を導入したときに、学期の区切りがあること、そして、また、通知表が夏休み前に出ること、これが逆に子供たちにそこで一段落つけさせてしまって、夏休みの生活が非常にだらだらとしてしまうのではないか。夏休みに一学期のそれぞれの課題を自分で克服するための努力をしてもらいたいが、学期が区切られていて、しかも通知表も出てしまって、ほんとうに一段落してしまうという気持ちのほうがかえって強くて、学びの連続性がなかなか発揮できないのではないかということが二学期制を導入したときの結構大きな要因だった。

それがつまり、学期の区切りをそこでつけさせない。通知表も渡さない。それで、面談をする。きちんと面談をして、課題はこうだねということを保護者と子ども三者面談をして、しっかりと夏休みの過ごし方について親子で考えてやってもらう。そして、夏休み明けに1学期のまとめに向かって努力しようと、これが二学期制を導入したときの考え方だった。

ところが、いざ、ふたをあけてみて、それがうまくいっている部分もあって、小学校はむしろ三者面談の時間も十分とれるようになって、よかったという声も随分聞いている。だが、保護者にしてみれば、そこに通知表があって、通知表をもとにしてどうだったのかということのやりとりができないことに対する非常に不満というか、不安というか、それが声として大きかった。そこで、三学期制だとそこに1つの区切りがあり、通知表があり、それを基に三者面談を行うことによって、夏休みの過ごし方を具体的なデ

一タを基にした形で、より実証的に子供の課題について説明ができるのではないかと
いうのが教員のほうも、三学期制がよいのではないかという1つの理由だったのではない
かと私は想像している。そういうようなことで、メリットのところにこういう形で書か
せていただいているということだと思う。答申の中にそう書かれているということだと思
う。

委員長

今の教育長のお話やや関連するかと思うが、資料3の三学期制の下から2番目のと
ころの丸だが、「児童生徒一人一人が新たな課題や目標を明確にもって次学期・次学年に
臨むことができるようになる。」というのは、「学期の区切りに長期休業があった場合」
という言葉で補足するものと解釈した。この意識というのは強いのだなということ
を私も今、改めて見ている。そういう意見と、今、教育長がおっしゃった二学期制導入当
初の狙いと、なかなかそうもいかないという、相反する部分だということを感じている。
ほかのお二人の委員、いかがか。

外松委員

この二学期制実施に当たっては、中学校のほうは1年早く二学期制を実施してきてい
るわけだが、高校受験ということが大きくあって、中学校の先生方のご苦労と、それか
ら、また親御さん自身の受験の不安を考えると、中学校の場合は、検証委員会の結果に
もあるように、三学期制のもとでやっていくということが中学生、中学生を持つ親御さ
んにも応えることにはなるのかとも思っている。

ただ、小学校のほうは、先程教育長もおっしゃっていたが、二学期制の成果を生かし
て、先生方もその意義をほんとうによくしっかりつかみ取っていただいた上でいろいろ
工夫していただき、二学期制の効果というのを児童たちの教育活動の成果として積み重
ねてきていると感じている。

委員長が先程おっしゃっていたように、実際に校長先生方から現場の声を聞きたいと
いうのは、私も同感だ。また、どういうふうになるか、結論はわからないが、もし万が
一、三学期制に戻した場合、特に小学校が熱心に、活発に行ってきた研究発表会等は、
今年度も12月の中旬にもあるし、2月にも研究発表する学校もあるが、三学期制にな
ると、それはもう不可能だと思う。

だから、三学期制に戻したときに、授業のあり方に沿った無理のない教育活動の計画
を立てていかないと、現場にしわ寄せがいつてしまう。先生方があまりに忙しいのは、
子供にとってもよくないことである。教育課程や学校行事など、二学期制にするとき
に見直して、今まで行ってきた行事等も削ったり、いろいろ工夫してきたと思う。だが、
三学期制に戻すのであれば、またそこもよく見直して、地域の方ともしっかり話し合
いをして、どういう形の教育課程を組んでいけばいいのかということ、また新しい視点
で考えていかないといけないのではないのかと思います、危惧している。

委員長

練馬区にも若い新任の先生方が数多く採用されており、二学期制しか経験していない

方もいる中で三学期制にまた移行するということになると、かなり大変な作業というか、心構えにしろ大変だろうということを感じている。今、外松委員からいろいろな具体的な例を挙げていただいたが、それらを含めて十分な期間が必要であるということを重ねて申し上げたいと思う。

長島委員

過去の経緯がよくわからないのだが、三学期制から二学期制に移るときに、二学期制のほうがよいだろうということで移行したと思う。もし三学期制に移行するならば、今おっしゃっていたように、それ相当の根拠というか、あとは過去の三学期制に戻すと、何のためにこの数年間があったかわからないと思うので、過去の三学期制ではなくて、新たな三学期制ということで打ち出していかないと、ほんとうに何をやっているのかという話になってしまうと思う。

安藏委員

私も、今回の資料3では、二学期制の中学校のデメリットと小学校のデメリットを考えたときに、中学校のほうが大きく表に出ていて、実際、学校の先生にいろいろ私なりにも聞いてはみたが、その中で、二学期制の捉え方が中学校のほうが重く感じているように思われた。

委員長

ありがとう。ほかにご意見、ご質問あるか。こういったものがあればという資料要求等あるか。特にないということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、本日の審議はここまででとし、次回以降に審議を継続したいと思う。よろしく願います。

協議(2) 練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について〔継続審議〕

委員長

協議(2)練馬区立中学校選択制度の今後のあり方について。
この協議案件については、本日、資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明。

委員長

ただいまの説明にもあったように、中学校選択制度については、検証委員会答申の中で、継続する方向が望ましく、その継続に当たっては、各項目の改善の方向について検討し、改善に努めるよう答申があった。教育委員会での協議も本日で5回目となり、これまで中学校選択制度の現状や課題等について協議してきた。この案件については、本日の教育委員会で方向づけができればと思う。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

では、私から質問させていただく。資料5の1ページの3の(2)で、光が丘地区の中学校の入学状況が示されているが、練馬区全体の中でも、選択制度で生徒が他の中学校にたくさん行ってしまうので過小になってしまって、困るといのは幾つも見られるのだろうか。1つ、その辺のところを教えてください。

学務課長

3(2)は中学校選択制度の中での入学率だ。通学区域内の子供より通学区域外から来る子供の割合が多いところで、かつここについては周辺学校への影響も大きく、その学校の地域性を考えても、この地域についてはより一定の制限が必要だという考え方がある。

検証委員会の中でも、周辺の学校から生徒を集めてしまったことによって周りの学校への影響が大きい地域として、光が丘地域を捉えている。別紙2をご覧くださいと、学齢者数が多い学区については、そんなに影響がないと捉えているので、光が丘地域に偏りができてしまうことへの対応というのはいち一定考えていかなければいけないだろうという議論があった。

委員長

光が丘地区以外でも、小規模校化してしまう学校というのは、つまり、選択制度の1番の課題になる部分というのは、練馬区全体の中で、他の地域でも起こっていると考えてよいということか。

学務課長

顕著な数字上のあらわれというのはい出てきていないが、今後、学齢者数が少なくなってくる学区については、そういった傾向が出てくるだろうとは推測をしている。

委員長

もう一つ、続けて質問させていただく。2ページのところの運用の見直しについて、いろいろ具体策が出ているが、この運用を見直す目的は何かと考えたときに、これは、過小校ができてしまうことを防ぐために、例えば受け入れ人数枠ならば、受け入れ人数を減らす方向を狙いとして、案、が出ていますのか。

それから、抽選の基準を変えることと人数の減少はどういうふうに絡むのか。受け入れ人数枠、抽選基準、補欠登録者数の設定、補欠登録者の繰り上げという4つの項目が何を目的に見直し案を挙げているのか教えてください。

学務課長

現行のところで申し上げると、数校は施設の関係で減らしたりはしているが、1校40人の受け入れ枠を原則とし、抽選の基準はおおむね2倍ということで、受け入れ枠が40人なので、希望者が81人以上になったら抽選を行うとしている。抽選をして、まずは40人を決めるわけだが、40人のうち、国公立に抜けるお子さんもいらっしゃる、選択制で希望している子供を1人でも多く希望をかなえさせたいという部分があるので、補欠を確保しておく。今は、補欠については受け入れ枠のおおむね半分としているので、40人の半分で20人までを補欠登録としている。補欠登録期限は2月の中旬だが、20人の補欠登録者は全員繰り上げ当選させているのが現在の状況である。

そういうところがあるので、例えば別紙2の7番、開進第三中学校だが、ここは受入枠が40人に対し、希望者が98人のため抽選をした。最初に40人決まり、20人の補欠登録があるので計60人あったわけだが、そのうち20人が国公立に行き、最終的に40人までに入学者が減少したという状況がある。

また15番の光が丘第一中学校は、40人の枠に88人希望者があったので抽選を行い、補欠を含んで60人としたが、5人が辞退をし、最終的には入学者55人となり、当初受け入れ枠40だったが、15人多く受け入れをしているという状況がある。

運用で、これまで国公立に抜ける数をおおむね半分と考えており、補欠登録者としてその分とっているの、それを全て繰り上げ当選させてきたというところがある。そうすると、こういった40人を超えてしまって受け入れをしている状況があるので、これがさらにほかの学校への影響が出てきているという状況がある。

教育振興部長

前回、長島委員から、特定の学校に非常に多くの他の区立中学校の指定校の子供が来ることが、問題ではないかのご意見をいただいた。光が丘第一、第二、第三中学校が周辺の子供たちを引き寄せており、そこで今回、この資料をつくらせていただいた。

1つには、例えば別紙2を見ていただきたいのだが、光が丘第一中学校の指定校の学齢者53人とあるが、平均的に言うと国公立に行く子供は、練馬区の子供は6,000人のうち22~23%は国公立に行ってしまう。20%とした場合に、光が丘第一中は、国公立20%とすると42人ぐらいが、選択制がなければ指定校に行くはずだ。ただ、この場合には、指定校に入ったのは30人だが、資料5に戻っていただきたいのだが、実は光が丘第一中は豊溪中から31人飲み込んでしまっている。そうすると、今度、豊溪中を見ていただきたいのだが、別紙2だが、豊溪中の子供は108人いる。そうすれば、国公立が2割だとすれば、88人の子は本来、豊溪中に行かなければいけないのだが、88人のうち、単純に言うと31人は光が丘第一中学校に選択制で行ってしまう。そうすると、豊溪中は地域と学校のつながりが薄れていってしまう。

一方で、八坂中や谷原中も同じように光が丘第一中に吸い込まれている現実があるので、今のような運用を続けていけば、ひとり勝ちというか、周辺が全部だめになってしまう。

例えば今、中学1年生の学級編制は35人だが、選択制度を作った当初は、中学1年は40人で1学級編制だったから、定員枠を1学級分増える35人にしたほうがいいのかというのが案でもお示ししている。その上で、35人なら35人抽選をして、

そこから国公立へ行く子がいたら、もうそれはしょうがない。35人だけ限定して選んで、あとはもう残念だけど、落選ということにすれば、例えば光一中でも、40人なり35人で決めて、残りは落選とすれば、周りに対する影響だって少ないのではないか。今は80人など枠で合格させているから、それでよいのかという問題意識でこの数字をお見せしたというのが今回。練馬区全体で顕著な例として、光が丘地区とその周りの学校を考えていただければ。

委員長

4番の各項目は、受け入れ人数を制限していく方向での見直し案だということがわかった。あとの細かい操作については、当事者でないとわかりにくい部分もあるかと思っただが、今お聞きして、大分、事情がわかりつつある。

委員の皆さんからご質問、ご意見、いかがか。

長島委員

今、教育振興部長からお話があったが、私自身は、学校がなぜ人気があって、人気がないのかということ自体が選択制の問題だと思う。この問題が解決されれば、こういう形で集中することはないと思うが、具体的に人気がある学校がなぜ人気があって、人気のない学校がなぜ人気がないのか、その辺を調査されたことはあるのだろうか。

教育振興部長

学区の地図を見ていただきたいと思うのだが、ここで光一中の上の旭町一丁目という地区がある。学校の特色よりも、要するに学区の問題が大きいだろうと認識している。旭町一丁目に住んでいる方の生活圏は光が丘の駅に向かっているはずだ。そうすれば当然、光一中に行くのがここに住んでいる人たちにとって生活圏の学校だ。逆に言うと、ここの人たちがずっと歩きながら成増まで行って買い物をするかということ、なかなか生活圏の途上にはないだろうと思っている。だから、その学校が頑張っているとか、特色があるということも当然あるとは思いますが、むしろその場所がどこの生活圏か。例えば練馬中がある。練馬中の学区、例えば高松四丁目とか、春日町六丁目に住んでいけば、光が丘の学校を選ぶのが自然だ。むしろ遠い、駅もない練馬中に向かっていくというのは何となく生活圏でないと思う。だから、そういう意味では、学校が通学区のど真ん中にあるわけではないのでその住んでいる場所の人たちがどういう生活圏を学校に持っているかによって選んでくるだろう。それが大きいだろうというのが私たちの感想だ。

ということは、分け方を変えていかなければいけない。これは町会・自治会とか、今までの取り組みとか、学校に対する思いとか、いろいろある。例えば一番直近で学区の変更を行ったのが、開進第一小学校であるが、児童が非常に増えるということで学区を切った。第一小の学区を仲町小に移したところ、今度は、仲町小が増えて困っている。では、また切るかと、こういうわけにもなかなかいかないで、学区は地域を巻き込んだ形でやらないと難しいと考えている。

練馬区の場合は、40年代、学校をたくさん造り、その度に学区を切ってきたから、切り方としてはクリアではない部分がある。だから、なぜこの道路で切ったのかと説明

し切れるようで、し切れない部分がたくさんある。

委員長

長い歴史の中でつくられてきたもので、一度に改正しにくい部分もあるかと思う。
ご意見、ご質問はあるか。

外松委員

すぐこれに関連するということにはならないが、光が丘のことだけを考えた場合に、光が丘の狭いエリアに4つの中学校があることは、光が丘のかつての町の発展とともに、子供たちの増え方とともに何校もあるという現実になってしまったと思う。例えばこの4つの中学校の学齢者を合わせた数だけ見ても、練馬区の西側の300人近い学校と4つ合わせても遜色ない数が現実にはあるわけだ。だから、即解決にはならないが、ここは見直さなければいけない時期に来ているのではないかと思う。

検証委員会から継続が望ましいという方向性をいただいているので、先ほど学務課長からも説明していただいているように、今のこの光が丘の4つの学校に他校から集中することが少しでも防げるようなやり方を当座は採用していくしかないとも思うが、根本的なところをこの光が丘の学校に関しては考えていかないと、他校の中学校が減少していくという実態は改善できないのではないかとも思う。

それと、今回、指定校の8条の承認基準を合わせて資料として出していただいて、これを読むと、8条申請でも現実には対応できていて、選択制にそんなにこだわることはないのではないかということも1つ、これから先、考えていく必要があるのではないかと思った。それは、答申の中にある現場の先生たちのある種、悲鳴みたいなアンケートがあるのだが、とにかく生徒数が多くなっている中学校では、空き教室が全くなくて、少人数制の授業や生徒指導に使える教室がないという実態があり、教育活動に支障を来しており、とても苦慮されていることがうかがえる。

だから、改善案も出されているので、少しでもそういう現場の大変な状況が改善される方向性に持って行っていただけたらよいと思う。

それと、教えていただきたかったのだが、答申の9ページのところの間3だが、3番と13番の違いというのはどういうものだと考えたらいいのだろうか。

学務課長

3番のほうは通学区域に限定をしていないので、自宅から近い学校がたまたま通学区域外の学校だったということ。13番のほうは通学区域、学区域の学校だから希望したということである。

委員長

当面の改善と、もう少し長い目を見た改善の方向についての意見だったかと思う。
ほかの方、ご意見。

安藏委員

選択制は現状、受入枠の倍以上希望者があったときに抽選ということなので、かなり希望を受けている感じがする。ある程度受入の規制をしないと選択制度の継続は難しいのではないかとと思われる。

光が丘の問題は、当然、活力あるというか、活性化した学校運営を考えたときには、学校それぞれ、ある程度の生徒数というのはどうしても必要ではないかと思う。しかし周りの学区から多くの子供が選択制により移り、周辺校がその影響を受けている現状を考えると、この問題、特にこの地域は小学校と同じように統廃合を考えていく必要があるのではないかとと思われる。

外松委員

少し補足するが、もちろん現行のままで構わないが、今後については公立学校であるということ、そして、最近、校長先生も含め先生方の異動のサイクルが短くなってきていること。そういう中で学校の特色を出していくというのはなかなか大変なことで、逆に公立学校だからこそ練馬区のだこの学校に行ってもこういう充実した教育が受けられるということも、大事なことだと思うので、検討会議でも、その辺も十分考慮していただけたらと思う。

教育長

冒頭、委員長からそろそろ方向性を出そうというお話をいただいた。答申は、選択制度については継続をすることが望ましい。しかし、さまざまな課題があるので、これについては十分検討するようという指示だったわけである。今、各委員からお話が出たように、さまざまな課題があって、若干の見直しの案も今日、示されたところである。我々教育委員会としては、この段階で、選択制については答申どおり継続をすると。ただ、さまざまな課題がまた山積しているという認識の上で、事務局から提案があった検討会議を直ちに立ち上げてもらって、そして、具体的な中身について検討してもらおうという方向性で、今日、おまとめいただければと思っている。

委員長

各委員からいろいろなご意見をいただいたが、中学校選択制度は答申どおり継続する方向ということで行きたいと思うが、よろしいか。

ただし、改善の方向を探るということで、その運用の仕方については、中学校選択制度検討会議を設置して、具体的に人数枠を制限する方向で検討していただくということころまではご了承いただいてよろしいだろうか。

あわせて、今、教育長からもおっしゃっていただいたし、この冊子の答申のまとめのところにも、いずれかの時期に改めて相対的な論議が必要になるだろうということが書かれているので、今日投げかけられた幾つかの課題についても、どこかで論議をしていく必要があるということでもとめたいと思うが、それでよろしいか。

教育長

検討会議のこともぜひ教育委員会に報告してもらいたいと思う。

委員長

それでは、まとめる。中学校選択制度は継続する方向として、練馬区立中学校選択制度検討会議の中で具体的な改善策を検討していただき、その結果を報告いただくようお願いしたいと思う。よろしく願います。

以上で、この協議案件については終わる。

協議(3) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。協議(3)平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。

この協議案件は、7月11日開催の第13回教育委員会定例会において、練馬区教育振興基本計画及び練馬区次世代育成支援行動計画の各計画から1つずつ基本施策を選定し、点検・評価を行うという説明があった。

本日は、各計画の基本施策から点検・評価のテーマを1つずつ選定したいと思う。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。いかがか。

では、私から。教育振興基本計画のほうでは、2番の(1)の地域に開かれた学校教育の推進の、、、そのあたりに焦点を絞っていかげなかなと思う。

あと、もう一つは、3番の(3)の特別支援教育の充実もよいかと思う。

次世代は、の1、子育て支援についての情報提供、相談機能の充実、これが第1候補。第2候補としては、5の児童館、学童クラブの部分だ。事業の充実となる。

呼び水として先に言わせていただいた。皆さんのお考えを出していただいて、まとめたいと思う。

教育長

今、区長も新しくかわって、これからの練馬区の行政をどう進めていくかということで、現在、新しいビジョン、練馬区のビジョンを策定しようとして、実は今、準備を進めている。そういう中で、子供・子育て分野をどうするか。それから、教育部分をどうするかということ、今はまだ確定はしていないが、大まかな方向性としては、幾つか候補が出ている。もちろんそれとリンクする必要は全くないが、ただビジョンに盛り込まれた項目にかかわる案件が教育委員会の中にも一定出てくると思うので、一応情報として、私から話をさせていただきたいと思う。

1つ、まず子育ての分野だが、これについては、区長が公約にも掲げているが、今、待機児童解消が非常に重要な案件になっている中で、待機児童解消を保育園だけでやっていくのではなくて、今ある子供たちの育つ資源である幼稚園、区立幼稚園もあれば、私立幼稚園も非常に多くあるわけなので、それらも含めて全体で子育てを支えていこうではないかということで、幼稚園と保育園との連携をやっていきたいということは公約の中にも入っていた。新しい幼保一元化と区長は言っているが、これが1つの項目になっている。

もう一つは、小学生の放課後の対策だ。学童クラブと学校応援団がやっているひろば事業の統合というか、それに基づく全ての子供たちを対象とした放課後の子供たちの過ごす場所の確保、また、安全に過ごせるような体制の整備。これらについて、1つ、項目立てをしたいと思っている。

3つ目は、一方では、子供たちが生まれて、保育園に通っている子供たちばかりではない。当然のことながら、家庭で育てている方はいっぱいいらっしゃる。そういう方々を中心にした子育ての支援。例えばぴよぴよやねりこそなどいろいろやっているが、そういうトータルとして子育ての支援、全ての子供たちに対する支援ということをポイントとする。

つまり、簡単に言うと3つだ。子育て支援に関しては3つ。1つは幼稚園と保育園との機能的な融合。それから、2つ目は、放課後の全児童対策。3つ目は、在宅で子育てしている方々に対する支援も含めたトータルとしての新たな子育て支援策。この3つを1つの柱としてビジョンに重点項目として入れていこうという方向がある。

その中で考えてみれば、1番の幼稚園、保育園の融合というのは、まさに去年行った待機児童解消の話である。それから、3番目の在宅の子育て支援というのは、次世代育成支援計画にも載っているが、ある意味トータルの考え方。そういう意味では、今、委員長がいみじくもおっしゃっていただいたが、学童クラブの話というのは確かに重要なところだというのが1点、私としては思っている。

ビジョンに関して、学校教育の分野、教育振興の分野でどうするかというのは、なかなか実は悩ましくて、ビジョンに載せるレベルのものというか、ビジョンにふさわしいものというのはなかなか難しいと思っている。

その中でも、今、不登校の問題は非常に問題化しているし、あるいは昨年度来、国では生活困窮者への自立支援というのがあり、学校の中で生活に困っている世帯の子供たちが結構増えてきているということで、その子供たちに対する、いわば学習支援ということが1つ、大きな課題になっている。これは実は教育振興基本計画をつくるときに、今日的な教育課題の中になかなか入れ込みづかったところだから、入っていない。だから、項目は出ていない。ただ、今、国でも非常に力を入れている分野でもあるので、ある意味新しくこれから検討するというのは難しいとしても、そういう方向性もあってよいのかなと考えている。これは学力の向上という側面も実はあって、底上げという意味もあるものだから、学力向上ということから、そういうのを打ち出してみようかと思っている。ただ、基礎学力の向上に関することは、実は項目として我々はやっている。

だから、ビジョンに載せることが今これからやる点検・評価の項目になじむかどうかというのは、少し議論の余地があるところかもしれないと思いながらビジョンの情報をお話しさせていただいた。そんな形で今、ビジョンは動いている。

委員長

区全体の動きのご説明をいただいた。それを踏まえて委員の方々のご意見をいただきたいと思います。今、教育長がおっしゃった基礎学力のことについては毎年のように一番に上げられる項目であると思うが、1回やったものは除いてテーマを選ぶという方向は出ているので、残りの中から選ぶしかない。新たな項目をつくるということも含めてご意

見いただいてよろしいか。

教育長

冒頭に申し上げたように、必ずしもビジョンに載せるからといって、ここでやらなくてはいけないわけではないから、そういう意味では、教育委員会は、教育委員会で問題意識を持った項目を点検・評価のポイントに取り上げていただければよいと思う。

ただ、私が言いたかったのは、1点、学童クラブと放課後の全児童対策の問題、これはビジョンにも載せるし、我々もこれはテーマに選んでいないので、委員長もおっしゃっていただいた学童クラブの問題というのは大事な問題なので、やってはどうかとは個人的には思っている。

委員長

では、話を進める上で、次世代のほうについては、児童館と学童クラブのところ、の5番のところか。

教育長

はい。

委員長

そこということでご異議がなければ、こちらはこの辺にしたいと思うが、いかがか。

外松委員

大きな の1、2、3あたりはどうか。

委員長

今のご意見は、 の1、2、3か、私は先ほど1と言ったが、5のほうも先ほど第2番目に上げたが、区の考え方と、ビジョンと一致するということで、私は5のほうがいと思ったので、先ほどの意見を訂正させていただく。

あとのお二方はいかがか。

長島委員

5でいいと思う。

委員長

では、長島委員は5ということで。安藏委員、いいか。

安藏委員

はい。

委員長

では、外松委員、5ということでもいいか。

外松委員

はい。それで結構だ。

委員長

では、まずは、次世代支援行動計画のほうは の5ということで決めたいと思う。
教育振興基本計画のほうは、どちらがよろしいか。

長島委員

1番、教育の質の向上の(7)の教員研修 と はどうか。

委員長

教員研修の充実と若手教員の指導力向上。

外松委員

私は2番からが最近ないので、2番から選べたらと思っているが、そうすると、(1)番ができそうだと思っていて、番、番、番、番だ。番は放課後子どもプランと連動しているのか。

教育長

まさにそうだ。

外松委員

この辺がどうできるのかなと思っているのだが。

委員長

2番の(3)の か。

外松委員

はい。

教育長

これも連動している。そうすると先ほどのテーマと同じことをやるようになってしま
う。

委員長

では、放課後プランというか、子供の放課後についての施策。

外松委員

はい。そういうのができればよいかと。

委員長

そういったような事業についてやりたいということで、枠が別になっているが、それを集めていただくということは可能か。

教育長

それは全然問題ない。当然かかわるから。

委員長

そうすると、これをまとめると、視点としては2、その中の(1)の 、 、 と(3)の。
そういうことで、教育長、よろしいか。

教育長

今年は1本で行くか、1本で。

委員長

これ1本で？

教育長

まとめた項目をつくって、それは両方含まれるということで、別に問題はないと思うが、どうか。

教育総務課長

両方の計画から選ぶのが厳しいということであれば、よろしいかと。

委員長

子供の放課後の対策事業を対象に。

教育長

小学生が、授業が終わって、放課後をどう過ごせるかというのは、一つには学童クラブがあるが、学童クラブでは待機児童が発生している。もう一つは、学校応援団に担っていただいている、ひろば事業がある。ところが、学校応援団も地域のボランティアだから、当然それぞれ事情が異なり、毎日開催しているところもあれば、週に何回かしかできないところもある。

この状況を改善するために、トータルで子供たちの放課後の過ごし方、その居場所づくりを含めて子供たちの放課後対策というものを教育振興部門と子育て部門が一緒になって取り組んでいこうというのが実は先ほどのビジョンにのせようとしたものだ。だから、そういう意味では、教育委員会の中でも、点検評価の項目として1本、大きなテー

マで掲げていただければ、それはそれで意義があると思う。

委員長

テーマについては基本施策から1つずつということだったが、少し柔軟に考え方を考えていくという方向でよろしいか。

教育総務課長

それぞれ計画の基本施策から1つずつということにしているが、その中でもその項目から中心となる事業を引っ張り出して評価することはこれまでもやってきたので、教育振興基本計画のほうでは2の(3)のところの基本施策と、次世代育成支援行動計画については5の児童館、学童クラブという施策をそれぞれ選んだということで、中身としては、先ほど教育長からお話があったビジョン絡みの内容について中心にやっていくという形でよいかと思う。

委員長

わかった。ほかの方はよろしいか。

それでは、今回のテーマは、今、課長がまとめていただいたように行う。

それでは、この後は、報告の9番と10番に行きたいと思うので、よろしくご協力のほどをお願いします。

(1) 教育長報告

平成26年度第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

委員長

報告の9番。

子育て支援課長

資料に基づき説明。

委員長

何かご意見、ご質問があったら、お願いします。これについてはよろしいか。

委員一同

はい。

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

第33回練馬区児童劇団発表会の開催について

その他

委員長

それでは、報告の10番。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問あったら、お願いします。
特にないということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

その他の報告。

青少年課長

第33回練馬児童劇団発表会のチラシを配付させていただきました。発表日時については、9月23日である。別途、委員にご招待状をお届けさせていただきたいと思う。

委員長

お時間をつくって参加していただきたいと思う。特にご質問はないということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

その他の報告、何かあるか。
それでは、以上で、第16回教育委員会定例会を終了とする。